



3月の総合(心配ごと)相談

▽下表の通り
 ▷社会福祉協議会=午前10時～午後3時
 ▷社協各支所=午前10時～正午 ※社協豊田支所の年金相談は午後4時まで
 ※社協豊浦支所の行政相談は午前9時30分～11時30分

☎①社会福祉協議会(☎232-2003)
 ②社協菊川支所(☎287-4480)
 ③社協豊田支所(☎766-3356)
 ④社協豊浦支所(☎774-1122)
 ⑤社協豊北支所(☎782-1799)

日	場所/相談員	問
5	社会福祉センター/民・人・行	①
6	彦島公民館/民	
13	長府東公民館/民・行 川中公民館分館/民・行	
19	社会福祉センター/民・人・行・社	
20	安岡公民館/民	
27	小月公民館/民 勝山公民館/民・行	②
10	きくがわ総合相談センター/人・司・行	
28	社協豊田支所/人※・行・年	③
18	川棚公民館/人 社協豊浦支所/行	④
20	豊北保健福祉センター/人・行	⑤

民…民生児童委員 人…人権擁護委員
 行…行政相談委員 ※法務局職員も来所
 司…司法書士 社…社会保険労務士
 年…年金事務所

弁護士無料法律相談

●豊北総合支所 3月20日(木)午後1時～4時 定6人(先着順)
 ●3月3日～20日に、電話で豊北総合支所(☎782-1917)へ。
 ●市民相談所 毎週月・木曜日 定12人(先着順)※職員による一般相談も平日(午前8時30分～午後4時30分)に実施
 ●市民相談所(☎231-3730)

市民相談所弁護士無料法律相談の受付方法が変わります!!

4月3日分の市民相談所弁護士無料法律相談より、相談予約制となります。相談予約は、相談日(毎週月・木曜日)の1週間前から可能です。市民相談所へ。
 ●市民相談所(☎231-3730)



お知らせ

3月1日～7日は春季火災予防運動

消防局では、火災予防運動期間を中心に、各消防署で消防演習・住宅防火診断・街頭広報などを行い、防火を呼び掛けます。自治会などで防火行事を希望する時は、最寄りの消防署、消防出張所に相談してください。

「消すまでは 心の警報」ONのまま
 消防防局予防課(☎233-9113)

休館・休場日のお知らせ

●唐戸市場 3月12日(水)
 ●市場流通課(☎231-1440)
 ●市民会館の臨時休館 3月12日

取り扱えない業務あり
 市民サービス課(☎235-9226)
霊きゅう自動車の運休
 市営の霊きゅう自動車は、車検のため3月17日～19日は使用できません。
 保健部総務課(☎231-1520)
上下水道局の年度末窓口(開栓、閉栓、料金支払)
 3月29・30日 午前8時30分～午後5時
 所 上下水道局1階
 問 上下水道局お客さまサービス課(☎231-3117)



下水道を4月から新たに利用できる区域

●供用開始に伴う区域の下水道事業受益者(土地所有者等)、私道と私道に面する土地所有者など
 ●4月から下水道を新たに利用できる区域(いずれも各町、各自治会の一部)
 ▼山陰処理区 椋野町一・二丁目、椋野上町、藤ヶ谷町、一の宮本町二丁目、一の宮住吉二丁目、一の宮五丁目、大字勝谷、前勝谷町、楠乃三・五丁目、大字田倉、田倉御殿町一丁目、秋根上町一・三丁目、形山町、形山みどり町、伊倉本町、伊倉町一・二丁目、川中豊町一丁目、川中本町二丁目、綾羅

未内定の新卒者(中学校・高等学校・大学など)・既卒者の方へ

ハローワークは最後まで、就職活動中の新卒者(卒業予定)・既卒者の皆さんを支援し続けます。就職について知りたいこと、不安なこと、求人情報など、気軽に問い合わせてください。
 問 ハローワーク下関(☎222-4031 / 42#)

本本町二・七丁目、稗田西町、富任町七・八丁目、安岡町三・七丁目、横野町一丁目
 ▼山陽処理区 長府浜浦西町、長府向田町、長府川端二丁目、長府野久留米町、長府東侍町、長府侍町一丁目、長府逢坂町、長府三島町、長府八幡町、長府才川一丁目、王司上町二丁目、王司神田五丁目、清末鞍馬一・四・五丁目、小月駅前一丁目、小月杉迫三丁目、小月本町二丁目、小月市原町、小月幸町、小月宮の町、小月西の台、小月京泊、小月小島一・二丁目、王喜本町一・三・五・六丁目、木屋川南町三丁目
 ▼川棚小串処理区 大字川棚・江良・塩田・北村・中央2区、大字小串・稲荷・宮本
 ●供用開始に伴う区域図の縦覧
 下水道の供用と下水処理の開始区域図が縦覧できます。
 3月14日～28日(土・日曜日、

祝日を除く) ④ 上下水道局5階、北部事務所

● 供用開始の説明会

● 新たに下水道が利用できる区域に土地を所有している方など、新たに下水道が利用できる土地に接する私道と私道に面する土地を所有している方など ※対象者には、郵便で日時・場所を連絡 ④ 排水設備工事、私道工事、受益者負担金、下水道使用料、水洗便所改造資金利子補給制度

④ 上下水道局下水道課(☎231-1320)、北部事務所(☎772-4028)

● 宝くじの助成金で備品を整備

自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るための助成事業を行っています。平成25年度は1団体が宝くじの助成金で集会用テントを整備しました。



④ 市民文化課(☎231-1830)

● 消費税の適切な転嫁のための情報を提供しています

4月の消費税率の引き上げに際し、政府では以下の行為について、消費税の転嫁拒否などの行為の禁止 ② 消費税分を値引きするなどの宣伝や広告の禁止 ③ 総額表示義務の特例 ④ 転嫁カルテル

表示カルテルの独占禁止法の適用除外

● 消費税価格転嫁総合相談センター

専用ダイヤル ☎0570-200123 (平日の午前9時~午後5時) ※①②は市商工振興課でも受け付けています

④ 商工振興課(☎231-1220)

● 下関市民センター屋内運動場の予約方法が変わります

市民センター屋内運動場が、4月から抽選対象施設となります。利用希望者は、毎月利用月の2カ月前の1日から10日までの間に、公共予約システムから抽選手続きをしてください。市ホームページから公共予約システムに利用者登録を行った後、希望日時などを入力



④ 市民センター(☎231-9616)

● 満珠荘からのお知らせ

● 地産地消ランチ「若草御膳」 ④ 3月31日(月)まで ④ 早春にぴったりの季節メニュー ④ 1600円(税込) ※1日限定30食

● 宿泊時の夕食が「春会席メニュー」に変わります

④ 5月31日(土)まで ④ 春の訪れを感じる会席料理でもてなし

④ 1泊2食付9600円 ※市民割引・年齢割引(65歳以上)あり ④ 満珠荘(☎222-1126)

市税の納め忘れはないですか？

市税は市の重要な財源です。納められた市税は、市民の皆さんの生活環境や福祉の向上に役立てられています。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

◆ どこで納税するの？

市内各金融機関、納税課、各総合支所などで納税できます。納税には、手間が省けて納め忘れのない口座振替が便利です。通帳、印鑑(通帳の届け出印)、納税通知書を持参して、預貯金口座のある金融機関で手続きを。

◆ 夜間や休日に納税したい

夜間・休日納税窓口を利用してください。市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税が納税できます。納期限の4日前から納期限まで、平日は午後5時15分~8時、休日は午前9時~午後5時に、市役所1階ロビーに開設しています。

◆ 滞納するとどうなるの？

督促状を送付します。督促状の送付があると、税金に加え、督促手数料100円の納付が必要となります。納期限までに納めた人との税負担の公平性を保つために、延滞金も加算されます。

● 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の割合で計算します。

	平成25年中	平成26年中
延滞金(納期限後1カ月以内)	年4.3%	年2.9%
延滞金(上記の期間後)	年14.6%	年9.2%

◆ 滞納整理の流れ

滞納が続く場合、税負担の公平性と市税収入を確保するため、滞納処分を実施します。財産(給与・預貯金などの債権、不動産、自動車、動産)を差し押さえ、不動産、自動車、動産は公売などで金銭に換えて滞納市税に充てることもあります。

① 催告 = 督促状を送付しても納税がない場合、文書などで納税を促します。

② 差し押さえ = 催告しても納税がない場合、財産を差し押さえます(下表参照)。差し押さえの際、滞納者の自宅などを検索することもあります。

③ 公売 = インターネット公売を導入して積極的な公売に努めています。

差し押さえ件数(単位:件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
債権	2,372	3,015	1,937
不動産	323	350	134
自動車	6	16	1
動産	31	14	0
計	2,732	3,395	2,072

注:平成25年度件数は平成25年12月末現在

納期限内の納税に協力を

市税は納期限内に納めることが原則です。滞納した場合、督促手数料や延滞金が加算され、財産調査(給与照会、預金照会など)や滞納処分を受けることもあります。滞納整理に市税が費やされることによる公共サービスの低下を防ぐためにも、納期限内の納税にご協力ください。

④ 納税課(☎231-1170)、収納対策室(☎772-4010)